

令和6年度第2回 指宿市地域公共交通活性化協議会

日時：令和6年12月18日（水） 13:30～

会場：ふれあいプラザなのはな館 会議室1・2

【会 次 第】

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

報告第1号 指宿市地域公共交通計画の進捗状況について
(利用促進に関する取り組み)

議案第1号 イッシーバスの一部運行休止に伴う代替運行について

議案第2号 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

議案第3号 廃止代替バス「山川-開聞駅前線」の運行休止について

議案第4号 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価について

そ の 他

4 その他

5 閉会

指宿市地域公共交通活性化協議会委員名簿

	構成員の要件	職	氏名	備考
1	学識経験を有する者	鹿児島大学 名誉教授	井上 佳朗	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	鹿児島交通株式会社 常務取締役	西 修平	代理:乗合営業部 課長 石田 洋介
3	鉄道事業者の代表者又はその指名する者	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 副支社長	宮崎 恵介	欠席
4	一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者	種子屋久高速船株式会社 所長代理	永谷 真純	
5	一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者	株式会社なんきゅうドック 代表取締役社長	今村 勝博	
6	公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会 専務理事	鳩野 浩一郎	
7	一般社団法人鹿児島県タクシー協会 会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会 指宿地区タクシー支部会 支部長	別府 竜人	
8	市民又は利用者の代表	指宿市自治公民館連絡協議会 会長	臼山 正二	
9	市民又は利用者の代表	指宿市自治公民館連絡協議会 副会長	内蘭 清則	
10	市民又は利用者の代表	指宿市自治公民館連絡協議会 副会長	今村 孝光	
11	市民又は利用者の代表	指宿市地域女性団体連絡協議会	水流 美紀子	
12	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支 局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	谷口 誠一	
13	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支 局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)	榊 登志幸	
14	一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体の代 表者又はその指名する者	私鉄鹿児島交通労働組合 執行委員長	岡 良二	欠席
15	指宿警察署長又はその指名する者	指宿警察署 交通課長	福元 亮介	欠席
16	道路管理者又はその指名する者	鹿児島県南薩地域振興局建設部 建設総務課長	川畑 哲郎	
17	港湾管理者又はその指名する者	鹿児島県南薩地域振興局建設部 河川港湾課長	関山 智幸	欠席
18	鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部 交通政策課主幹兼陸上交通係長	末永 陽一	
19	交通会議が必要と認める者	指宿市 総務部長	渡部 徹也	
20	指宿市長又はその指名する者	指宿市 産業振興部長	鴨崎 一郎	
21	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 健康福祉部長	出島 雅彦	欠席
22	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 建設部長	高田 博憲	
23	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 山川支所長	岩林 茂樹	
24	協議会の運営上必要と認める者	指宿市 開聞支所長	七夕 勝彦	
	オブザーバー	国土交通省九州運輸局交通企画課長	鈴木 貴大	欠席

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

報告第1号 指宿市地域公共交通計画の進捗状況について (利用促進に関する取り組み)

指宿市地域公共交通計画においては、実施する施策として、「施策2-3 外国人観光客に配慮した多言語対応」及び「施策3-2 まちづくりと一体となった公共交通体系の構築」が明記されています。

これらの施策について、今年度実施した施策を報告します。

1. 指宿駅構内デジタルサイネージにおける、バス接近情報の表示 (施策2-3 外国人観光客に配慮した多言語対応 関係)

令和6年8月23日から、バス接近時刻の5分前に、デジタルサイネージでバス接近表示を行うことができるようになりました。

外国人観光客を考慮し、英語表記を併記しています。



2. 山川みなと祭り及びいぶすき産業まつりにおける、バス利用の啓発
 (施策3-2 まちづくりと一体となった公共交通体系の構築 関係)

6月1日-2日に開催された「第91回山川みなと祭り」チラシに、今回初めてバスとJRの時刻表を掲載しましたところ、約50名（事務局員の目視による。未カウント）の方がバスやJRを使って来場されました。

12月7日-8日に開催された第39回いぶすき産業まつりにおいて、公共交通を利用した来場を促すために、チラシにバス時刻表を掲載しました。

その結果、バスでいぶすき産業まつりに来場した方は2日間合計で16名(カウントによる計測)ありました。次年度は、路線名まで記載していただくよう求めたいと思います。

第39回 いぶすき 産業まつり

開催場
ふれあいプラザなのはな館

開催日時
12月7日(土) ▶ 8日(日)
両日共に 9:00~16:00

新見線文通時刻表 8200

出発駅(元)	到着駅(元)	出発駅(元)	到着駅(元)
7:58	10:08	9:00	9:10
11:30	11:08	10:59	11:09
12:30	12:36	12:30	12:06
15:40	15:53	15:40	15:50
16:10	16:00	17:10	17:20

楽しいイベント盛りだくさん!
くわしくは裏面をご覧ください。

主催 いぶすき産業まつり実行委員会 事務局：播磨商工会館所(☎0993-22-2473)

今後とも、各種イベントの際には、公共交通での来場を呼び掛けていきたいと思
います。

議案第1号 イッシーバスの一部運行休止に伴う代替運行について

1 提案理由

令和6年10月、イッシーバスの運行を受託している鹿児島交通㈱から、深刻な乗務員不足により、令和7年度末までに、イッシーバスを他の交通モード（乗合タクシー等）へ転換してほしいという要請がなされました。

また、その間においても、イッシーバスの減便（運行休止）について早急に検討してほしいという要請も、併せてなされました。

検討の結果、南薩地域全体の慢性的な乗務員不足によって乗務員の労働環境がこれ以上悪化することを防ぐため、鹿児島交通㈱の要請を受け入れ、令和7年2月1日から、「小牧-ニシムタ指宿店線」は毎週月曜日、「川尻-なのはな館線」は毎週木曜日を運行休止することとしました。

しかしながら、急な減便（運行休止）は市民生活に影響を及ぼすことから、運休を行う両日において、ジャンボタクシーによる代替運行を行いたいと考えています。

つきましては、下記のとおり、ジャンボタクシーを活用した「路線定期運行」を新たに行うことについてお諮りします。

2 代替運行の概要

路線名	小牧-ニシムタ指宿店線 (代替)	川尻-なのはな館線 (代替)
運行開始予定日	令和7年2月1日	
初回運行予定日	令和7年2月3日（月）	令和7年2月6日（木）
運行日	毎週月曜日	毎週木曜日
運休日	祝日、年末年始（12月31日～1月2日）	
運行経路及び停留所	現在のイッシーバスと同一経路・同一停留所	
運行ダイヤ及び時刻表	現在のイッシーバスと同一ダイヤ・同一時刻表	
使用する車両	ジャンボタクシー（乗客定員9名）	
運行予定事業者	鹿児島第一交通㈱	㈱南九州あづま交通
運賃	指宿市地域公共交通運賃協議会にて決定	

3 その他特記事項

- 代替運行日を月曜日及び木曜日に設定した理由は、週3日の運行日のうち、平均して最も乗客が少ない曜日を選定。
- 利用者及び地域住民への周知は、令和7年1月上旬から実施予定。

2024年10月吉日

指宿市地域公共交通活性化協議会長 殿

鹿児島交通株式会社



契約バスの他交通モードへの転換依頼について

記

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴市から運行を受託しておりますコミュニティバスにつきまして、主に乗務している運転手は定年退職後再雇用の高齢運転手であります。現在これらの運転手は最大雇用年齢の75歳到達による退職が迫っており、コミュニティバスは2年以内に運行ができなくなる予想をしております。コミュニティバス専属の運転手以外も同様に退職が迫っており、補助路線を含む一般路線バスの運行が更に困難になってまいります。

今後全てのバス路線を維持していくことは現状不可能であり、バスとして維持する路線を取捨選択せざるを得ない状況であります。当社としましては通勤通学や地域間の輸送を担っている一般路線をバスとして維持していくべきであると考えており、域内交通であるコミュニティバスは別の交通モードへ転換し、一般路線バスを維持するための運転手確保につなげたい所存であります。

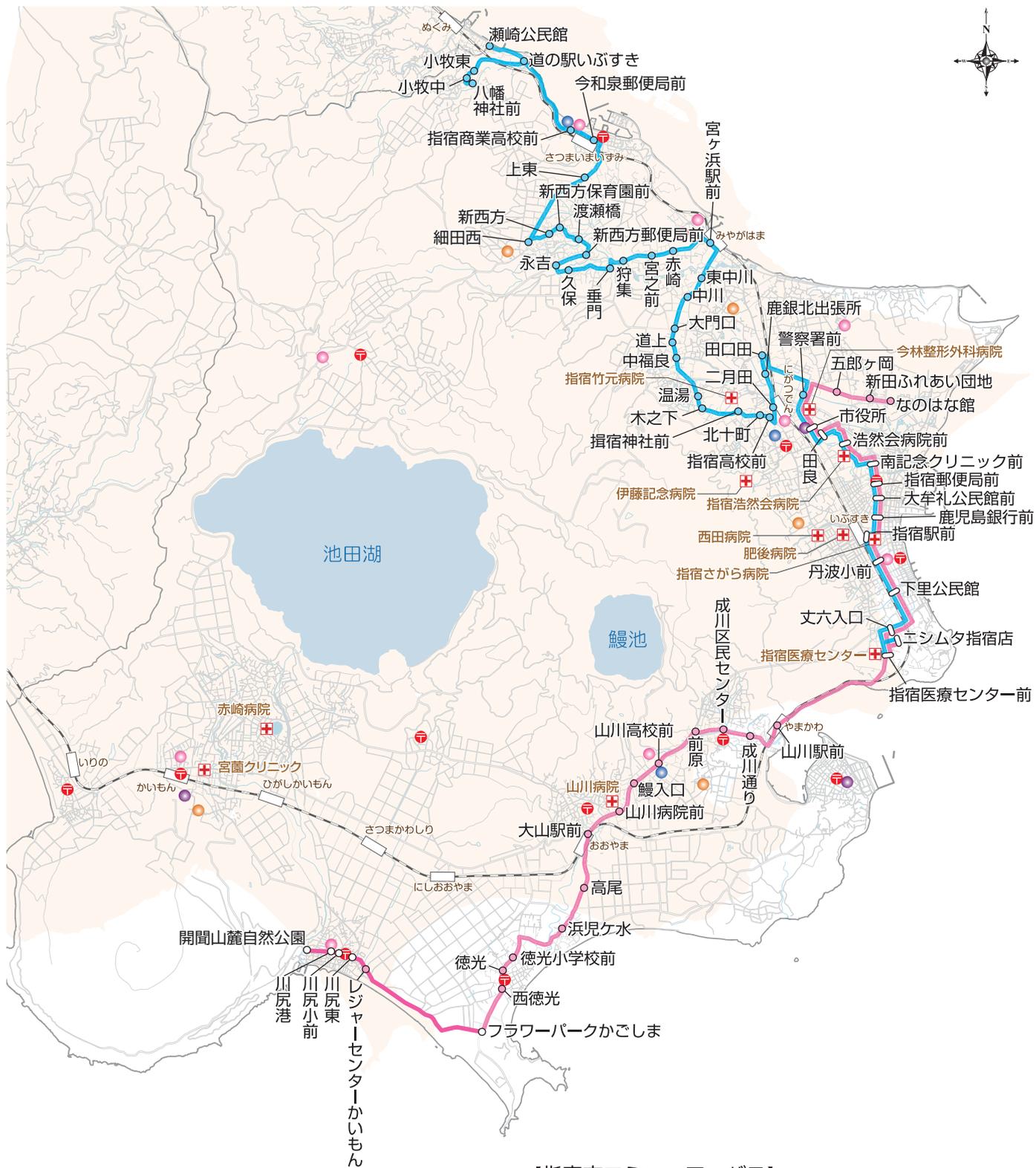
運行を管轄する営業所の運転手数の状況次第では2026年度の受託はできない可能性もございますので、2025年度中に転換を行っていただきたく存じます。

つきましては下記3点を要望させていただきます。
何卒ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ① 2026年3月末を目途にコミュニティバスの路線・ダイヤの見直し又は廃止（複数路線ある場合は段階的に実施でも可）。
- ② それまでの期間においても運行形態の見直しを実施（土日祝運休化や曜日運行化、減便や経路短縮などにより要員数の削減など）。
- ③ 同時に利用の少ない廃止代替路線の廃止の検討。

以上

【コミュニティバス（イッシーバス）】運行路線図



【指宿市コミュニティバス】

- 小牧～ニシムタ指宿店線
- 川尻～なのはな館線

- 公共施設
- ⊕ 医療施設（病院）
- 教育施設（高校）
- 教育施設（中学校）
- 教育施設（小学校）
- 〒 郵便局



小牧～ニシムタ指宿店線 ◆ 月・水・金曜日（祝日及び年末年始(12/31～1/2)は運休となります）

◆ 運賃(片道料金) 大人：一律 250 円 / 小人・障がい者：一律 130 円

ニシムタ指宿店行
《八幡神社前》
↓
ニシムタ指宿店

停留所	方面	ニシムタ行		
		第1便	第2便	第3便
1 八幡神社前		7:59	10:59	14:59
2 小牧中		8:01	11:01	15:01
3 小牧東		8:02	11:02	15:02
4 瀬崎公民館		8:08	11:08	15:08
5 道の駅いぶすき		8:10	11:10	15:10
6 指宿商業高校前		8:12	11:12	15:12
7 今和泉郵便局前		8:13	11:13	15:13
8 上東		8:15	11:15	15:15
9 細田西		8:17	11:17	15:17
10 新西方バス停		8:18	11:18	15:18
11 新西方保育園前		8:19	11:19	15:19
12 渡瀬橋		8:20	11:20	15:20
13 新西方郵便局前		8:21	11:21	15:21
14 永吉		8:22	11:22	15:22
15 久保		8:23	11:23	15:23
16 垂門		8:25	11:25	15:25
17 狩集		8:26	11:26	15:26
18 宮之前		8:27	11:27	15:27
19 赤崎		8:28	11:28	15:28
20 宮ヶ浜駅前		8:30	11:30	15:30
21 東中川		8:32	11:32	15:32
22 中川		8:33	11:33	15:33
23 大門口		8:34	11:34	15:34
24 道上		8:35	11:35	15:35
25 中福良		8:36	11:36	15:36
26 温湯		8:37	11:37	15:37
27 木之下		8:38	11:38	15:38
28 揖宿神社前		8:39	11:39	15:39
29 北十町		8:40	11:40	15:40
30 指宿高校前		8:41	11:41	15:41
31 二月田		8:43	11:43	15:43
32 鹿銀北出張所		8:45	11:45	15:45
33 田口田		8:46	11:46	15:46
34 警察署前		8:49	11:49	15:49
35 市役所		8:51	11:51	15:51
36 田良		8:53	11:53	15:53
37 浩然会病院前		8:55	11:55	15:55
38 南記念クリニック前		8:57	11:57	15:57
39 指宿郵便局前		8:58	11:58	15:58
40 大牟礼公民館前		8:59	11:59	15:59
41 鹿児島銀行前		9:00	12:00	16:00
42 指宿駅前		9:03	12:03	16:03
43 丹波小前		9:04	12:04	16:04
44 下里公民館		9:06	12:06	16:06
45 丈六入口		9:08	12:08	16:08
46 医療センター前		9:10	12:10	16:10
47 ニシムタ指宿店		9:12	12:12	16:12

八幡神社前行
《ニシムタ指宿店》
↓
八幡神社前

停留所	方面	道の駅いぶすき行		
		第1便	第2便	第3便
47 ニシムタ指宿店		9:33	13:33	16:33
46 医療センター前		9:35	13:35	16:35
45 丈六入口		9:37	13:37	16:37
44 下里公民館		9:39	13:39	16:39
43 丹波小前		9:41	13:41	16:41
42 指宿駅前		9:42	13:42	16:42
41 鹿児島銀行前		9:45	13:45	16:45
40 大牟礼公民館前		9:46	13:46	16:46
39 指宿郵便局前		9:47	13:47	16:47
38 南記念クリニック前		9:48	13:48	16:48
37 浩然会病院		9:50	13:50	16:50
36 田良		9:52	13:52	16:52
35 市役所		9:54	13:54	16:54
34 警察署前		9:56	13:56	16:56
33 田口田		9:59	13:59	16:59
32 鹿銀北出張所		10:00	14:00	17:00
31 二月田		10:02	14:02	17:02
30 指宿高校前		10:04	14:04	17:04
29 北十町		10:05	14:05	17:05
28 揖宿神社前		10:06	14:06	17:06
27 木之下		10:07	14:07	17:07
26 温湯		10:08	14:08	17:08
25 中福良		10:09	14:09	17:09
24 道上		10:10	14:10	17:10
23 大門口		10:11	14:11	17:11
22 中川		10:12	14:12	17:12
21 東中川		10:13	14:13	17:13
20 宮ヶ浜駅前		10:15	14:15	17:15
19 赤崎		10:17	14:17	17:17
18 宮之前		10:18	14:18	17:18
17 狩集		10:19	14:19	17:19
16 垂門		10:20	14:20	17:20
15 久保		10:22	14:22	17:22
14 永吉		10:23	14:23	17:23
13 新西方郵便局前		10:24	14:24	17:24
12 渡瀬橋		10:25	14:25	17:25
11 新西方保育園前		10:26	14:26	17:26
10 新西方バス停		10:27	14:27	17:27
9 細田西		10:28	14:28	17:28
8 上東		10:30	14:30	17:30
7 今和泉郵便局前		10:32	14:32	17:32
6 指宿商業高校前		10:33	14:33	17:33
5 道の駅いぶすき		10:35	14:35	17:35
4 瀬崎公民館		10:37	14:37	17:37
3 小牧東		10:43	14:43	17:43
2 小牧中		10:44	14:44	17:44
1 八幡神社前		10:46	14:46	17:46

川尻～なのはな館線 ◆火・木・土 運行（祝日及び年末年始(12/31～1/2)は運休となります）

◆運賃(片道料金) 大人：一律250円/小人・障がい者：一律130円

方面	停留所	なのはな館行		
		第1便	第2便	第3便
1	開間山麓自然公園前	8:04	11:04	15:04
3	川尻港	8:05	11:05	15:05
4	川尻小学校前	8:05	11:05	15:05
5	東川尻	8:06	11:06	15:06
6	レジャーセンターかいもん	8:07	11:07	15:07
7	フラワーパーク	8:10	11:10	15:10
8	西徳光	8:12	11:12	15:12
9	徳光	8:13	11:13	15:13
10	徳光小学校前	8:13	11:13	15:13
11	浜児ケ水	8:15	11:15	15:15
12	高尾	8:15	11:15	15:15
13	大山駅前	8:17	11:17	15:17
14	山川病院前	8:19	11:19	15:19
15	鰻入口	8:20	11:20	15:20
16	山川高校前	8:21	11:21	15:21
17	前原	8:25	11:25	15:25
18	成川区民センター	8:26	11:26	15:26
19	成川通り	8:27	11:27	15:27
20	山川駅前	8:28	11:28	15:28
21	医療センター前	8:31	11:31	15:31
22	ニシムタ指宿店	8:33	11:33	15:33
23	丈六入口	8:34	11:34	15:34
24	下里公民館	8:36	11:36	15:36
25	丹波小前	8:38	11:38	15:38
26	指宿駅前	8:39	11:39	15:39
27	鹿児島銀行前	8:42	11:42	15:42
28	大牟礼公民館前	8:43	11:43	15:43
29	指宿郵便局前	8:44	11:44	15:44
30	南記念クリニック前	8:45	11:45	15:45
31	浩然会病院前	8:47	11:47	15:47
32	田良	8:49	11:49	15:49
33	市役所	8:51	11:51	15:51
34	警察署前	8:53	11:53	15:53
35	五郎ヶ岡	8:54	11:54	15:54
36	新田ふれあい団地	8:55	11:55	15:55
37	なのはな館	8:56	11:56	15:56

方面	停留所	フラワーパーク行		
		第1便	第2便	第3便
37	なのはな館	9:30	13:30	16:40
36	新田ふれあい団地	9:31	13:31	16:41
35	五郎ヶ岡	9:32	13:32	16:42
34	警察署前	9:33	13:33	16:43
33	市役所	9:35	13:35	16:45
32	田良	9:37	13:37	16:47
31	浩然会病院前	9:39	13:39	16:49
30	南記念クリニック前	9:41	13:41	16:51
29	指宿郵便局前	9:42	13:42	16:52
28	大牟礼公民館前	9:43	13:43	16:53
27	鹿児島銀行前	9:44	13:44	16:54
26	指宿駅前	9:47	13:47	16:57
25	丹波小前	9:48	13:48	16:58
24	下里公民館	9:50	13:50	17:00
23	丈六入口	9:52	13:52	17:02
22	ニシムタ指宿店	9:53	13:53	17:03
21	医療センター前	9:55	13:55	17:05
20	山川駅前	9:58	13:58	17:08
19	成川通り	9:59	13:59	17:09
18	成川区民センター	10:00	14:00	17:10
17	前原	10:01	14:01	17:11
16	山川高校前	10:05	14:05	17:15
15	鰻入口	10:06	14:06	17:16
14	山川病院前	10:07	14:07	17:17
13	大山駅前	10:09	14:09	17:19
12	高尾	10:11	14:11	17:21
11	浜児ケ水	10:11	14:11	17:21
10	徳光小学校前	10:13	14:13	17:23
9	徳光	10:13	14:13	17:23
8	西徳光	10:14	14:14	17:24
7	フラワーパーク	10:16	14:16	17:26
6	レジャーセンターかいもん	10:19	14:19	17:29
5	東川尻	10:20	14:20	17:30
4	川尻小学校前	10:21	14:21	17:31
3	川尻港	10:21	14:21	17:31
1	開間山麓自然公園前	10:22	14:22	17:32



議案第2号 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

1 提案理由

イッシーバス及び乗合タクシーの運行にあたり、当協議会は、国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付を受けています。

当該補助金の交付を受けるために、当協議会では、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を策定し、国から認定を受けています。

現在の計画は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの計画（令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画）で、6月に開催した第1回活性化協議会において、承認をいただいています。

今回、イッシーバスの一部運行休止に伴う、ジャンボタクシーでの代替運行を行うにあたり、当該計画に変更が生じるので、次ページ以降のとおり変更することについて、お諮りします。

2 変更の内容

次ページ以降のとおり

国土交通大臣 殿

指宿市地域公共交通活性化協議会
鹿児島県指宿市十町 2424

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 25 日付け国総地第 125 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 7 年 2 月 1 日

- 変更箇所
別紙のとおり

- 変更理由
乗務員不足によるコミュニティバスの一部運行休止に伴い、ジャンボタクシーの運行によって一部運行休止を補充するため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和6年12月18日

(名称) 指宿市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市は、薩摩半島の南端に位置し、鹿児島市及び南九州市へ通じる地域間幹線交通である鉄道及び路線バスを軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

地域間幹線交通に通じる路線バス、コミュニティバスが支線の役割を果たしており、市内周辺部から市内中心部を結ぶ地域住民の移動手段となっていると同時に、当該路線が市内に点在する観光地を結んでいることから、観光客の移動手段としての性格も併せ持っている。

上記の交通機関でカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入することで、上記の公共交通を補完する体制を構築している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、コロナ禍を経て、観光客は徐々に戻ってきているが、生活様式の変化や深刻な乗務員減少が、公共交通事業者の収支悪化に拍車をかけている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、指宿市コミュニティバス(イッシーバス)及び指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

対象路線の1便あたり目標乗車人員は次のとおり。

令和7年度の目標は、令和5年度の実績を参考に算出した。

路線名	R7年度	R8年度	R9年度	【参考】 R5年度
イッシーバス 小牧～ニシムタ指路店線	2.70人以上	2.75人以上	2.80人以上	2.68人
イッシーバス 川尻～なのはな館線	3.75人以上	3.80人以上	3.85人以上	3.73人
予約型乗合タクシー 昌久保・西方線	1.35人以上	1.40人以上	1.45人以上	1.32人
予約型乗合タクシー 池田線	1.45人以上	1.50人以上	1.55人以上	1.40人
予約型乗合タクシー 魚見線	1.80人以上	1.85人以上	1.90人以上	1.79人
予約型乗合タクシー 鰻線	1.60人以上	1.65人以上	1.70人以上	1.55人
予約型乗合タクシー 尾下線	1.10人以上	1.15人以上	1.20人以上	1.01人
予約型乗合タクシー 開間線	1.15人以上	1.20人以上	1.25人以上	1.10人
イッシーバス小牧～ニシムタ 指路店線(補完)※令和7年2 月1日より	<u>2.70人以上</u>	<u>2.75人以上</u>	<u>2.80人以上</u>	-
イッシーバス川尻～なのはな 館線(補完)※令和7年2月 1日より	<u>3.75人以上</u>	<u>3.80人以上</u>	<u>3.85人以上</u>	-

(2) 事業の効果																								
<p>市内循環バスの各路線及び予約型乗合タクシーを維持することにより、市内の中山間地から市内中心部へ向かう高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。</p> <p>また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現可能となる。</p> <p>更には高齢者の外出促進・地域活性化に繋がる。</p>																								
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる指宿市のりものガイドを発行し、医療機関やスーパーマーケットへの配布(指宿市) ・ 乗込調査(指宿市) ・ 利用者アンケート(車内聞き取りアンケート等)(指宿市) ・ 住民ヒアリング(住民懇談会実施等)(指宿市) 																								
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者																								
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付</p> <p>○イッシーバス</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小牧～ニシムタ指宿店線</td> <td style="width: 50%;">・・・鹿児島交通(株)</td> </tr> <tr> <td>川尻～なのはな館線</td> <td>・・・鹿児島交通(株)</td> </tr> <tr> <td><u>小牧～ニシムタ指宿店線(補完)</u></td> <td><u>・・・鹿児島第一交通(株)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>※令和7年2月1日から運行開始</u></td> </tr> <tr> <td><u>川尻～なのはな館線(補完)</u></td> <td><u>・・・(株)南九州あづま交通</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>※令和7年2月1日から運行開始</u></td> </tr> </table> <p>○予約型乗合タクシー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">島久保・西方線</td> <td style="width: 50%;">・・・指宿観光交通(株)</td> </tr> <tr> <td>池田線</td> <td>・・・鹿児島第一交通(株)</td> </tr> <tr> <td>魚見線</td> <td>・・・(株)鹿屋自動車学校</td> </tr> <tr> <td>鰻線</td> <td>・・・(株)鹿屋自動車学校</td> </tr> <tr> <td>尾下線</td> <td>・・・(株)鹿屋自動車学校</td> </tr> <tr> <td>開聞線</td> <td>・・・(株)南九州あづま交通</td> </tr> </table>	小牧～ニシムタ指宿店線	・・・鹿児島交通(株)	川尻～なのはな館線	・・・鹿児島交通(株)	<u>小牧～ニシムタ指宿店線(補完)</u>	<u>・・・鹿児島第一交通(株)</u>	<u>※令和7年2月1日から運行開始</u>		<u>川尻～なのはな館線(補完)</u>	<u>・・・(株)南九州あづま交通</u>	<u>※令和7年2月1日から運行開始</u>		島久保・西方線	・・・指宿観光交通(株)	池田線	・・・鹿児島第一交通(株)	魚見線	・・・(株)鹿屋自動車学校	鰻線	・・・(株)鹿屋自動車学校	尾下線	・・・(株)鹿屋自動車学校	開聞線	・・・(株)南九州あづま交通
小牧～ニシムタ指宿店線	・・・鹿児島交通(株)																							
川尻～なのはな館線	・・・鹿児島交通(株)																							
<u>小牧～ニシムタ指宿店線(補完)</u>	<u>・・・鹿児島第一交通(株)</u>																							
<u>※令和7年2月1日から運行開始</u>																								
<u>川尻～なのはな館線(補完)</u>	<u>・・・(株)南九州あづま交通</u>																							
<u>※令和7年2月1日から運行開始</u>																								
島久保・西方線	・・・指宿観光交通(株)																							
池田線	・・・鹿児島第一交通(株)																							
魚見線	・・・(株)鹿屋自動車学校																							
鰻線	・・・(株)鹿屋自動車学校																							
尾下線	・・・(株)鹿屋自動車学校																							
開聞線	・・・(株)南九州あづま交通																							
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額																								
<p>指宿市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>																								
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法																								
<p>交通事業者から毎月提出される実績報告書にて、利用状況等を継続的に測定する。</p>																								
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要																								
<u>【地域間幹線システムのみ】</u>																								
※ 該当なし																								
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧																								
<u>【地域間幹線システムのみ】</u>																								
※ 該当なし																								
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項																								
<u>【地域間幹線システムのみ】</u>																								
※ 該当なし																								

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※ 表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※ 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【指宿市地域公共交通会議】

- 平成31年2月19日 指宿市地域公共交通会議設立
- 平成31年4月10日 指宿市地域公共交通基本計画について合意
- 令和元年11月1日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について協議
- 令和2年1月16日 指宿市地域公共交通基本計画に基づく運行計画(案)について合意
- 令和3年1月15日 イッシーバス徳光・鰻線の経路変更について合意 ※書面会議
- 令和3年8月6日 イッシーバス開間循環線及び連絡線の見直しについて合意
法定計画の策定についての説明
- 令和4年3月4日 実証運行期間の延長について合意
乗合タクシーの見直しについて合意 ※書面会議
- 令和4年6月23日 路線バス1系統廃止・2系統廃止代替化について合意
イッシーバス小牧線の経路変更及び路線名見直しについて合意
イッシーバス徳光・鰻線を「川尻～なのはな館線」に再編することについて合意
乗合タクシー(畠久保・西方線, 池田線)の見直しについて合意
乗合タクシー(鰻線)の新設について合意
令和5年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和4年11月15日 指宿市地域公共交通活性化協議会に移行

【指宿市地域公共交通活性化協議会】

- 令和4年11月15日 指宿市地域公共交通活性化協議会設立
- 令和5年6月1日 予約型乗合タクシーの停留所新設について合意
令和5年度事業において、法定計画である「指宿市地域公共交通計画」を策定することについて合意
令和6年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について合意
- 令和5年10月24日 指宿市地域公共交通計画の基本骨格案について合意
- 令和5年12月21日 指宿市地域公共交通計画素案について合意
- 令和6年1月31日 パブリックコメントの実施について合意 ※書面会議
- 令和6年3月22日 指宿市地域公共交通計画の策定について合意 ※書面会議
- 令和6年6月24日 令和7年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)について合意
- 令和6年12月18日 令和7年度地域公共交通計画認定申請(地域公共交通確保維持計画に係る計画)の変更について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

令和5年度に策定した指宿市地域公共交通計画では、策定にあたり市民1500人に対してアンケートを行ったほか、高校生や乗合タクシー利用登録者へのアンケート、バス乗りこみ調査を実施し、住民ニーズを把握したうえで計画案に盛り込んだ。

また、市のホームページにて本計画に関する意見募集(パブリックコメント)を行った。

加えて、交通事業者や利用者の意見を反映させる形で、コミュニティバスの経路変更や予約型乗合タクシーの停留所追加を実施している。

令和5年度には、観光需要に対応するために地域間幹線系統の延伸実施や、乗合タクシー利用者からの要望を受けて、1路線において時刻表の改正を実施するなど、利用者に寄り添ったきめ細やかな対応を行っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 鹿児島県指宿市十町2424

(所属) 指宿市産業振興部商工水産課

(氏名) 大小田 直人

(電話) 0993-22-2111(内312)

(e-mail) sangyo-shoko@city.ibusuki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
指宿市	鹿児島交通(株)	(1) 小牧～ニシムタ指宿店線	八幡神社前	指宿駅前	ニシムタ指宿店	往 23.8km 復 23.8km	117日	351.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	鹿児島交通(株)	(2) 川尻～なのはな館線	開聞山麓自然公園前	指宿駅前	なのはな館	往 21.6km 復 21.6km	115日	345.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	指宿観光交通(株)	(3) 畠久保・西方線		畠久保・細田西(幸屋)・永嶺・白山・水道		.km .km	147日	294.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	鹿児島第一交通(株)	(4) 池田線		池田小学校区		.km .km	148日	296.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	(株)鹿屋自動車学校	(5) 魚見線		尾掛・上吹越・下吹越・五郎ヶ岡		.km .km	147日	294.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	(株)鹿屋自動車学校	(6) 鰻線		鰻		.km .km	148日	296.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	(株)鹿屋自動車学校	(7) 尾下線		尾下		.km .km	52日	104.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	株南九州あづま交通	(8) 開聞線		開聞全域		.km .km	60日	120.0回			区域	①, ②(1)	鹿児島交通のなのはな館-東大川線と開聞駅前停留所にて接続	③
	鹿児島第一交通(株)	(9) 小牧～ニシムタ指宿店線(補完)	八幡神社前	指宿駅前	ニシムタ指宿店	往 23.8km 復 23.8km	30日	90.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③
	株南九州あづま交通	(10) 川尻～なのはな館線(補完)	開聞山麓自然公園前	指宿駅前	なのはな館	往 21.6km 復 21.6km	33日	99.0回			路線定期	①, ②(1)	鹿児島交通の金生町-たまた箱温泉線と指宿駅前及び指宿医療センター停留所にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

議案第3号 廃止代替バス「山川-開聞駅前線」の運行休止について

1 提案理由

当該路線を運行している鹿児島交通㈱から、深刻な乗務員不足により、令和7年2月1日から、運行を休止したいという申出がありました。

事務局において直近の利用状況を調査した結果、平均乗車密度は0.2人であり、通勤・通学の利用もないことがわかりました。

つきましては、慢性的な乗務員不足によって乗務員の労働環境がこれ以上悪化することを防ぐため、鹿児島交通㈱の申出を了承することについてお諮りしたい。

2 運行休止の内容

- (1) 運行休止路線 廃止代替バス（山川-開聞駅前線）
※経路図及び時刻表については、次ページ以降参照
- (2) 現在の運行形態 定期運行（平日のみ1日1往復）
- (3) 運行休止予定日 令和7年2月1日 から
- (4) 初回運行休止日 令和7年2月3日（月） から

3 令和5年10月～令和6年9月までの利用実績

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9
人数	63	56	3	37	52	53	60	59	53	57	25	31

4 運行休止による沿線への影響

- (1) 運行休止によって、バスが全く停車しなくなる停留所は2箇所あります（「漁協前」停留所及び「山下町」停留所）が、そもそも利用が少ない停留所であることと、近隣に停留所があるため、この周辺の方々はそちらを利用することができます。
- (2) 曜日は限定されますが、イッシーバス「川尻-なのはな館線」を利用すれば、ほぼ同時刻に市街地に向かうことができ、市街地から徳光・川尻方面に帰ることができます。

5 山川-開聞駅前線 経路図 (指宿市のりものガイドより抜粋)



6 山川-開聞駅前線 時刻表

活お海道行き	
停留所名	時刻
開聞駅前	7:10
開聞支所前	7:11
開聞岳一合目	7:13
松原田	7:14
早馬	7:15
開聞山麓香料園	7:16
開聞山麓自然公園	7:17
川尻港	7:18
川尻小前	7:18
東川尻	7:19
レジャーセンター	7:20
開聞温泉	7:22
フラワーパーク④	7:23
フラワーパーク②	7:23
西徳光	7:24
徳光公民館	7:25
東大山	7:30
小川	7:31
鰻入口	7:32
山川高校	7:33
上井手方	7:35
井手方	7:36
成川通・成川	7:37
山川駅	7:38
成川	7:39
造船所前	7:40
浦向	7:41
山下町	7:42
山川支所前	7:43
山川郵便局前	7:44
漁協前	7:45
山川栈橋	7:46
活お海道	7:47

開聞駅前行き	
停留所名	時刻
活お海道	16:50
山川栈橋	16:51
漁協前	16:52
山川郵便局前	16:53
山川支所前	16:54
山下町	16:55
浦向	16:56
造船所前	16:57
成川	16:58
山川駅	16:59
成川通・成川	17:00
井手方	17:01
上井手方	17:02
山川高校	17:04
鰻入口	17:05
小川	17:06
東大山	17:07
徳光公民館	17:12
西徳光	17:13
フラワーパーク①	17:14
フラワーパーク③	17:14
開聞温泉	17:15
レジャーセンター	17:17
東川尻	17:18
川尻小前	17:19
川尻港	17:19
開聞山麓自然公園	17:20
開聞山麓香料園	17:21
早馬	17:22
松原田	17:23
開聞岳一合目	17:24
開聞支所前	17:26
開聞駅前	17:27

議案第4号
令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価について

1 提案理由

今年度、本協議会は令和6年度地域公共交通確保維持改善事業補助金のうち、イッシーバス・乗合タクシーの運行費に対する補助金である「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付を受ける予定です。

この補助金の交付を受けるにあたって、本協議会において事業評価（自己評価）をすることが義務づけられています。

このことから、補助事業の自己評価について、次ページ以降のとおり取りまとめたので、内容についてお諮りします。

2 自己評価の内容

次ページ以降のとおり

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年12月18日

協議会名: 指宿市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
鹿児島交通(株)	コミュニティバス(イッシーバス)の運行 (1) 小牧～ニシムタ指宿店線 (2) 川尻～なのはな館線	○ 指宿市のりものガイドの新刊を発行し、医療機関を中心に配布することで、メインターゲットとなる高齢者への周知活動を行った。 ○ 住民の要望を受け、時刻表の変更を行った。(予約型乗合タクシー鰻線)	A 計画どおり適切に実施した。 A 計画どおり適切に実施した。	A 目標どおりの乗車率を達成することができた。 A	■ 令和6年3月に策定した指宿市地域公共交通計画に基づき、目標達成に向けたマネジメントの強化を図る。 ■ 地域公共交通の利用促進対策を講じる。 (1) 指宿市のりものガイドの発行 (2) 出前講座や住民との意見交換会の実施 (3) 地域の方の要望に応じ、随時運行ルートの変更等を行う。 (4) 利便性の向上を図るため、他の交通モードへの転換を検討する。
指宿観光交通(株)	予約型乗合タクシーの運行 (1) 畠久保・西方線		A 計画どおり適切に実施した。	A 目標どおりの乗車率を達成することができた。	
鹿児島第一交通(株)	予約型乗合タクシーの運行 (1) 池田線		A 計画どおり適切に実施した。	A 目標どおりの乗車率を達成することができた。	
(株)鹿屋自動車学校	予約型乗合タクシーの運行 (1) 魚見線 (2) 鰻線 (3) 尾下線		A 計画どおり適切に実施した。 A 計画どおり適切に実施した。 A 計画どおり適切に実施した。	C 利用者の減少により、乗合率が低くなっており、魚見線及び尾下線において目標を達成できなかった。 A C	
(株)南九州あづま交通	予約型乗合タクシーの運行 (1) 開間線		A 計画どおり適切に実施した。	A 目標どおりの乗車率を達成することができた。	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年12月18日

協議会名:	指宿市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>当市は、薩摩半島の南端に位置し、鹿児島市及び南九州市へ通じる地域間幹線交通である鉄道及び路線バスを軸に、市域内に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、フェリーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、地域間幹線交通に通じる路線バス、コミュニティバスが支線の役割を果たしており、市内周辺部から市内中心部を結ぶ地域住民の移動手段となっていると同時に、当該路線が市内に点在する観光地を結んでいることから、観光客の移動手段としての性格も併せ持っている。</p> <p>上記の交通機関でカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入することで、上記の公共交通を補完する体制を構築している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民の外出控えや観光客数の激減が、公共交通事業者の収支悪化に拍車をかけている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、指宿市コミュニティバス(イッシーバス)及び指宿市予約型乗合タクシー(あいタク)を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>

指宿市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 指宿市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号，国空環第103号。以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成，実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき，市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した持続可能な輸送サービスの実現に必要な事項（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- (3) 前2号以外の事項であって，地域の交通の確保，維持又は改善のために協議が必要なその他の事項

(協議事項)

第2条 協議会は，次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること。（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- (5) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送及び同条第2号に規定する福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

- (6) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、指宿市運賃協議会設置要綱に基づき指宿市運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
- (7) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
- (8) 市民又は利用者の代表
- (9) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (11) 指宿警察署長又はその指名する者
- (12) 道路管理者又はその指名する者
- (13) 港湾管理者又はその指名する者
- (14) 鹿児島県知事又はその指名する者
- (15) 指宿市内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）の運送団体
- (16) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者

2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号の定めるところによる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を指宿市産業振興部商工水産課に置く。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議の特例)

第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会等)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域での取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会の分科会等を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会等において、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討が行われた場合には、協議会における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財政に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第13条 会議，分科会等に出席した者は，別表に掲げる報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし，これに代わる対価を別に得ている者は，この限りでない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は，会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は，令和4年11月15日から施行する。
- 2 協議会は，指宿市地域公共交通会議設置要綱（平成31年指宿市告示第2号）に規定する指宿市地域公共交通会議の権能及び事業を承継する。
- 3 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は，第4条の第1項の規定にかかわらず，令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は，令和6年6月24日から施行する。

別表（第13条関係）

委員の区分	報酬
学識経験者	日額20,000円
その他	日額3,000円